

公益社団法人秦野市シルバー人材センター会員就業規約

(平成7年4月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この規約は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関して必要な事項を定めるものとする。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的に働く意欲と希望により、その能力を発揮できる就業の機会を提供し相互共助、共働の実をあげようとするものである。

2 会員は就業意欲と希望をもって、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力し合って会員自身の創意性を発揮しながら働く機会を拓げ、その福祉と健康を増進するとともにセンターの発展に寄与するものとする。

3 会員は、就業に当たって社会的地位や性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別的取扱いを受けない。

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注または作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の割当等)

第4条 センターは、受注した仕事について会員の希望を配慮し、あらかじめ仕事の内容、就業時間、その他必要な事項について明示して打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとする。また、センターは会員の就業に対し必要に応じ適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業依頼兼報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を記録し、発注者の確認を受け就業の終了または就業依頼兼報告書の締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。ただし、発注者の確認が即座に困難である時は、その確認を省略することができる。

(就業時間)

第5条 会員の就業時間は、会員の健康を配慮し、原則として1日8

時間を越えないものとする。

- 2 センターは、前項に基づき職務の性質、就業場所、季節等を考慮して、会員の始業時間、終業時間、休憩時間等の基準について別に定めることができる。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第6条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の注意)

第7条 会員は、就業するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの指示に従い、相互に協力して働くこと。
- (2) やむを得ない事情により、約束した仕事に従事できなくなった場合には、事前に必ずセンターに届け出ること。
- (3) 就業上知り得た機密事項その他発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては会員の安全就業基準を守り、安全衛生の確保に万全の注意を払い災害発生の防止に努め、業務に専念すること。

(就業の終了)

第8条 会員が次に掲げる各号の一に該当することとなったときは、その就業は、終了する。

- (1) 就業の期間又は仕事が終了したとき。
- (2) 本人から就業を取りやめたい旨の申出があり、センターがこれを認めたとき。
- (3) 就業を継続することが本人の健康を害するとセンターが認めたとき。
- (4) 天災、事故その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。
- (5) 本規約をはじめとする諸規程等を遵守せず、就業を継続することがセンターの趣旨、目的に沿わないと判断されたとき。
- (6) センターの目的又は名誉に反する行為が行われたものとセンターが認めたとき。
- (7) 会員の資格を喪失したとき。

2 前項第1号及び第6号に掲げるものを除き、その就業の終了については、センターは、会員に対し、通知しなければならない。

(健康の保持)

第9条 会員は、市が実施する定期健康診断等を積極的に受け、日常自らの健康に留意し、その保持に努めるものとする。

2 会員が怪我・病気等により一定期間休業する場合、またはその後復帰する場合は、必ずセンターに報告しなければならない。

ただし、その際に診断書の提出を求める場合は、その発行手数料の2分の1をセンターが負担するものとする。

3 センターは、会員の健康状態その他から判断して、就業することが適当でないとき、一定期間の就業の禁止、就業時間の制限その他の必要な措置を行うことができる。

(共同作業の留意事項)

第10条 会員が共同作業を必要とする場合は、次の点に留意すること。

(1) 就業会員は、そのなかからリーダーを互選し、リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間等会員相互の連携及び発注者との連絡、打合せ等につき、センターに協力すること。

(2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。

(3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任の精神をもって努力すること。

(4) 就業会員が就業中にけがをし、または健康状態が異常となる等不測の事態が発生したときは、共同作業中の会員は直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡を行う等の応急措置をとることにすること。

(傷害保険)

第11条 会員の就業中などにおける死傷病については「シルバー保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者または共同作業会員は、事故後速やかに、その内容等をセンターに届けてその指示に従うこと。

(損害保険)

第12条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは「シルバー保険」約款の定めるところにより賠償を補償されるものとする。

2 会員の故意又は重大な過失による、若しくは自動車の所有、使用管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー保険」で補償できない賠償は、会員が負うものとする。

(委 任)

第13条 この規約に定めるもののほか、会員の就業について必要な事項が生じた場合は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月23日議案第10号）

この規約は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日議案第15号）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月26日議案第11号）

この規約は、平成27年6月26日から施行する。